

令和4年6月30日

世帯主の皆さま

大牟田市長 関 好 孝
(保健福祉部 臨時特別給付金対策室)

臨時特別給付金給付手続きのお知らせ

臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するために住民税均等割非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付するものです。

この度、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形で、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付を行うこととされました。

つきましては、臨時特別給付金の手続きを別紙のとおり行いますので、世帯主の皆さまにおかれましては同封している書類をよくご確認ください、支給対象となる世帯に該当される場合は、申請書に必要書類を添えて、**9月30日(金)までに**、同封しております返信用封筒にて、大牟田市役所臨時特別給付金対策室あてに返信していただきますようお願い申し上げます。

なお、不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

<<同封している書類>> ～ご確認ください～

- ▲臨時特別給付金支給要件確認書(住民税非課税世帯等)
- ▲記載例
- ▲住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について
- ▲返信用封筒

<お問い合わせ先>

大牟田市臨時特別給付金コールセンター
050-3196-8783
(9:00~17:00 平日のみ)

※申請書類とは別に、マイナンバーカードに関するお知らせを同封しています。